



第3期

小値賀町

子ども・子育て支援事業計画



概要版

令和7年3月
小値賀町

子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援事業計画って何？

子ども・子育て支援事業計画は、質の高い幼児教育・保育事業を過不足なく提供するとともに、各種子育て支援事業を一層促進させることを目指し、家庭や地域行政等の各主体が連携・協働しながら、子どもや子育て支援のための取り組みを定める本町の子育て支援の総合的な計画です。

計画の期間は？

本計画の期間は令和7年度から
令和11年度までの5年間の計画です。



どんなことに取り組むの？

以下の基本理念のもと、3つの基本指針として示した
子育て支援を提供します。

基本理念

「こどもを育てるなら小値賀」

こどもが健やかに学び育ち、安心して子育てができる
～おぢかっ子は島の宝～

基本方針

基本方針1 各家庭のニーズに対応した支援の実施

- ① 妊娠・出産・子育てにおける経済的負担の軽減
- ② 教育・保育サービスの充実
- ③ 子育て支援に関する情報の発信

基本方針2 子どもが健やかに成長できる環境の整備

- ① 母子保健の充実
- ② 子どもの健康・安全の確保
- ③ 子どもの成長に応じた支援
- ④ 放課後児童の健全な育成

基本方針3 地域全体で子どもの育成を支える取り組みの推進

- ① 地域における世代間交流の推進
- ② 地域での子育て活動の充実
- ③ 要保護児童対策地域協議会の体制強化
- ④ 児童遊園等、児童の健全な育成に係る施設の整備
- ⑤ ワークライフバランスへの理解



基本方針 1 各家庭のニーズに対応した支援の実施

① 妊娠・出産・子育てにおける経済的負担の軽減

妊娠・出産・子育ての負担軽減を社会全体で支え、多様な家庭が安心して子育てができるよう、各種経済的支援に取り組みます。



取り組み・事業名	内 容	担当課
小値賀町すくすく発達応援補助金	発達相談や健診等にて発達促進のための訓練が必要だと判断された児童並びに介護者に対し、島外医療機関等への訓練や通院に要する交通費を助成します。	福祉事務所
福祉医療費 (乳幼児・子ども・母子父子)	乳幼児、ひとり親家庭における親と子、子ども(18歳に到達後の最初の年度末まで)が医療機関などで保険診療により入院または通院した場合の医療費について一部負担金を助成します。	福祉事務所
小値賀町子育て世帯 保育料軽減事業	子育て世帯の経済的な負担を軽減し、安心して子どもを産み育てる環境を推進するため、児童を町立小値賀子ども園等に入園させる保護者に対し、保育料の全部を補助します。	福祉事務所
児童手当	0歳から18歳に到達後の最初の3月31日までの子どもを養育する保護者に支給される手当で、経済的負担を軽減するための制度です。	福祉事務所
児童扶養手当	ひとり親家庭やこれに準ずる家庭を支援するための制度で、18歳到達後の最初の3月31日までの子ども(障害児の場合は20歳未満)を養育する保護者に支給されます。	福祉事務所
安心出産支援補助金	本町の妊婦が本土と比べて産婦人科等の受診が困難なため、出産の際に経済的支援として補助金を支給する制度です。母子共に健全な出産を確保することを目的としています。	住民課
出生祝金支給事業	定住の意思をもって本町に住所を有する者で、児童を養育する父又は母等に祝金を支給します。 第一子10万円、第二子20万円を支給します。 第三子以降は出産時に30万円、小学校入学時に20万円、合計50万円を支給します。	福祉事務所

② 教育・保育サービスの充実

子どもや子育て家庭のニーズに合った教育・保育サービスを提供するとともに、サービスの質の向上にも努めます。

取り組み・事業名	内 容	担当課
一時預かり事業	主として昼間に、家庭での保育が一時的に困難になった乳幼児について、理由を問わず、一時的に預かる事業です。	住民課
延長保育・一時保育事業	通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定子ども園において保育を実施する事業です。	福祉事務所 (子ども園)
保護者のニーズに応じた教育・ 保育サービスの提供	事業の利用実績やアンケートの結果により把握した利用希望などを踏まえ、子どもや子育て家庭を支援するための様々な事業について実施を検討していきます。	福祉事務所 教育委員会
教育・保育の質の向上に向けた 取り組み	幼児教育・保育の質の向上に向けて、職員の資質向上に向けた研修等の充実に努めます。	福祉事務所
小値賀町子育て世帯 保育料軽減事業【再掲】	子育て世帯の経済的な負担を軽減し、安心して子どもを産み育てる環境を推進するため、児童を町立小値賀子ども園等に入園させる保護者に対し、保育料の全部を補助します。	福祉事務所
保育施設実習支援事業	小値賀町での保育・就労を目指すきっかけづくりとして、小値賀子ども園での保育実習時の交通費、宿泊費等の費用を補助します。	福祉事務所

③ 子育て支援に関する情報の発信

子育て家庭の孤立を防ぎ、どのような悩みや不安でも気軽に相談できる体制を整えることで、あらゆる人に寄り添った子育て支援の充実を目指します。

取り組み・事業名	内 容	担当課
子育て世代 包括支援センターの運営	子育て世代を包括的に支援するための「子育て世代包括支援センター」を運営します。	健康管理センター
子育て支援講演会・講座の実施	子育て中の親の意識啓発の為に講演会や講座を実施します。	福祉事務所(こども園) 住民課教育委員会
「ながさきファミリー プログラム」の推進	「ながさきファミリープログラム」とは、子育ての不安や悩みなどについて語り合い、共感し、繋がりながら子育てについてのヒントを得られるように構成された参加型学習プログラムです。家庭教育を強化していくため、「ながさきファミリープログラム」の認知度向上に努めます。	教育委員会

基本方針 2 子どもが健やかに成長できる環境の整備

① 母子保健の充実

親が安心して子育てできる基盤として重要である母子保健や小児医療体制の充実に努めます。

取り組み・事業名	内 容	担当課
小児専門医による外来	小値賀町国民健康保険診療所において、小児専門医による外来を開設しています。	診療所
乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業として、生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や相談を行っています。	健康管理センター
母子健康診査事業	妊婦及び産婦、乳児の健康の保持及び増進を図るため、健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、適時に必要に応じた医学的検査を実施します。	健康管理センター
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。	福祉事務所
出産・子育て応援事業	出産・育児等の見通しを立てるため、妊娠届出時・妊娠8ヶ月頃・産後4カ月までの間に面談を行い相談受付などの支援をするとともに、妊娠届出時と出生届出後の2回に分けて、それぞれ5万円を給付する、経済的な支援を行います。	健康管理センター

② 子どもの健康・安全の確保

子どもの健康・安全の確保は、健やかな成長と安心した生活を支えるため、誰もが安心して健やかに暮らすことができる環境の整備に努めます。

取り組み・事業名	内 容	担当課
交通安全灯の設置・維持管理	夜間の犯罪、交通事故等の危険を防止するため、通学路・集落間を結ぶ街路灯の設置及び維持管理を実施しています。	総務課 教育委員会
チャイルドシート貸出	小値賀町に住所を有する6歳未満の乳幼児の父母及び小値賀町に住所を有し、里帰り等で6歳未満の乳幼児と一時的に同居する祖父母等に最長1年間チャイルドシートを無料で貸し出します。	福祉事務所

③ 子どもの成長に応じた支援

教育・保育施設と小学校間の連携の重要性を双方で共有し、情報交換等を実施するなど、スムーズな連携の仕組みを構築し、行政や地域等の各関係機関との連携と体制整備を進めます。

取り組み・事業名	内 容	担当課
教育・保育施設と地域型保育事業との連携の推進	将来的に地域型保育事業者が町内に設置された場合、関係機関との情報の共有をはじめ、必要に応じた連携を図ります。	福祉事務所
小値賀こども園と小学校等の連携の推進(幼保小連携の体制)	小値賀こども園と小学校の連携を図り、こどもの成長に合わせた切れ目のない支援と教育環境づくりを進めます。	福祉事務所 教育委員会
配慮を必要とする児童への対応	要保護児童対策地域協議会や健康管理センターから支援を受けている児童の情報など、支援が必要な児童、問題行動のある児童へのカンファレンスを依頼することで、対応方法を学び、発達に不安のある児童への支援体制を整えることにします。 放課後児童クラブ等では、個に応じた養育が特に必要と認められる場合には適宜、支援員を加配していきます。	福祉事務所 健康管理センター
庁内関係機関及び子育てに関係する機関・団体との連携強化(連携会議等)	庁内の関係課及び子育てに関連する機関・団体との意見交換や情報の共有を行い、各種活動の推進に向けた関係機関との連携を図ります。	福祉事務所



④ 放課後児童の健全な育成

地域住民やボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、子どもたちを地域全体で見守り育てる仕組みづくりを推進していきます。

取り組み・事業名	内 容	担当課
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を継続して実施します。	福祉事務所
放課後子ども教室推進事業	すべての児童を対象として、放課後や週末などに安心・安全に活動することができる居場所を設け、豊かな体験・交流の機会を定期的に提供し、地域の活性化や子供が安心して暮らせる環境づくりに資する事業です。現在、町内で3つの事業を実施しています。	教育委員会
子ども教室アドバイザー及び放課後児童支援員の資質向上	放課後子ども教室アドバイザー及び放課後児童支援員等の資質向上のため、各種研修会への積極的な参加を促していきます。	福祉事務所 教育委員会
配慮を必要とする児童への対応【再掲】	要保護児童対策地域協議会や健康管理センターから支援を受けている児童の情報など、支援が必要な児童、問題行動のある児童へのカンファレンスを依頼することで、対応方法を学び、発達に不安のある児童への支援体制を整えることにします。 放課後児童クラブ等では、個に応じた養育が特に必要と認められる場合には適宜、支援員を加配していきます。	福祉事務所 健康管理センター

基本方針 3 地域全体で子どもの育成を支える取り組みの推進

① 地域における世代間交流の推進

こどもの成長を地域社会で支えることができるよう、すべての世代が安心して暮らせる地域づくりに向けた取り組みを推進します。

取り組み・事業名	内 容	担当課
児童クラブや放課後子ども教室と地域との交流	児童クラブや放課後子ども教室では、地域の大人や高齢者、障がい者の方々との触れ合いを通じ、こどもの豊かな心を育てていきます。	福祉事務所 教育委員会
町民体育レクリエーション大会の開催	年1回の町民体育レクリエーション大会を通じ、住民同士の交流と地域コミュニティの活性化を図ります。	教育委員会
小値賀小学校と地域との交流	小値賀小学校では、昔遊び等の行事などにより、高齢者等の地域の方々との触れ合いを通じ、こどもの豊かな心を育てていきます。	教育委員会
小値賀こども園と地域との交流	小値賀こども園では、芋掘りや昔遊び等の行事により、高齢者等の地域の方々との触れ合いを通じ、こどもの豊かな心を育てていきます。	福祉事務所 (こども園)

② 地域での子育て活動の充実

住民相互の助け合い・支え合い活動が重要となっていますが、持続可能な取り組みを続けていけるよう、行政等の支援も含めた包括的な体制の整備を進めます。

取り組み・事業名	内 容	担当課
受入里親の登録推進	家庭での養育が困難又は受けられなくなった子どもたちに、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度です。養育困難家庭の支援のため、受入里親の登録を推進していきます。	福祉事務所

③ 要保護児童対策地域協議会の体制強化

虐待を未然に防止し、虐待があったとしてもできるだけ早く発見し、迅速に対応するために、家庭内や地域で子育てする人が孤立しないような取り組みを充実させます。

取り組み・事業名	内 容	担当課
虐待に関する啓発の推進	児童虐待に関する啓発を推進し、相談窓口についても周知啓発を行います。	福祉事務所
要保護児童への対応 (児童虐待防止対策の充実)	虐待や不適切な養育環境におかれている要保護児童に対し、本町は要保護児童対策地域協議会が核となり、対応にあたっています。日々の生活態度や様子から知り得る情報は非常に重要であるため、関係機関との連携と情報共有を密に行う体制を構築していくとともに、要保護児童対策地域協議会を中心とした情報と支援の連携を進めていくことにします。	福祉事務所
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。	福祉事務所

④ 児童遊園等、児童の健全な育成に係る施設の整備

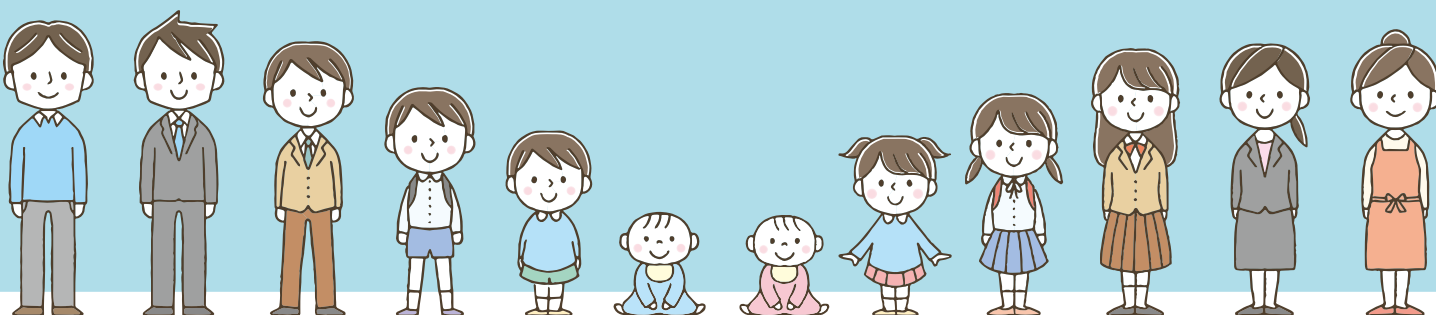
子どもが生活の中で様々な能力を獲得し、健やかに成長していけるよう、その発達の段階に応じた遊びの機会を確保していく必要があります。多くの経験をし、様々な人と関わることで、創造性や生きる力を身につけていくことができるよう、多様な遊びの場の提供に努めます。

取り組み・事業名	内 容	担当課
遊具の集約・総合整備事業	全年齢の集いの場として、総合的な遊戯施設の設置場所の検討を重ね、関係機関との協議を行い、整備の基本方針や構成等の内容を検討し、今計画中の集約を目指して検討・整備を進めていきます。 児童公園の遊具は、毎年度の専門業者による定期点検及び点検結果に応じた修繕、更新を行い、適正に管理していきます。	福祉事務所
園庭開放事業	こども園に通っていない乳幼児が、保護者と一緒に他の子ども達と遊ぶことにより、同年齢の子どもとの交流を促し、親の子育ての参考とすることを目的とする事業です。	福祉事務所 (こども園)
屋内児童遊戯施設整備事業	雨天の遊び場、休日の遊び場としての公共施設の活用、施設整備を検討していきます。	福祉事務所 住民課 教育委員会

⑤ ワークライフバランスへの理解

ワークライフバランスの実現に向け、男女が共に仕事と家庭を両立し、安心して働き続けられる環境整備に努めます。

取り組み・事業名	内 容	担当課
ワークライフバランスについての広報事業	町内事業所における育児休業制度、短時間勤務制度等への理解を深めることで、子育て世帯の制度利用を促進し、出産へのハードルを下げることが目的とする事業です。育児休業取得をしやすいように、広報を主として事業を実施していきます。	福祉事務所



本計画中に実施を見込む事業

以下の事業について、本計画期間中に実施するための検討を進めます。

取り組み・事業名	内 容	担当課
乳児一般健康診査の受診にかかる船賃の補助	出産後の乳児一般健康診査の受診にかかる船賃の補助を検討します。	住民課
産婦一般健康診査の受診にかかる船賃の補助	出産後の産婦一般健康診査の受診にかかる船賃の補助を検討します。	住民課
産後ケア事業	身体的回復と心理的な安定の促進が必要な母親に対して、母親自身のセルフケア能力をはぐくみ、健やかな育児ができるように支援する事業です。事業の実施に向け、定期的に来町できる助産師の確保に向けて情報を収集していきます。	健康管理センター
こども家庭センター運営事業	妊娠から出産・子育てまでの相談窓口をワンストップで一体的に担う「こども家庭センター」の設置を目指します。	福祉事務所
こどもの見守り体制の整備	子育て世帯やこどもの様々な相談事を受ける取り組みとあわせて、こどもが緊急時に公共施設(学校やこども園、図書館、役場等)に駆け込むことができる体制づくりを進めます。	福祉事務所
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。連絡調整に係る人員確保に向け、情報収集と検討を進めます。	福祉事務所
おぢかっ子生活応援事業	子育て世代の情報交換やイベントなど、子育てサークルを開催する団体等へ支援を行います。	福祉事務所

第3期小値賀町子ども・子育て支援事業計画 概要版 令和7年3月

〔編集・発行〕小値賀町福祉事務所

〒857-4701 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1

電話番号:0959-56-3111

